

## 公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 会員就業規約

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規約は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

#### （センターにおける就業）

第2条 センターは定款の目的に基づき会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教などの理由で差別取扱いを受けない。

### 第2章 就業

#### （仕事の受注）

第3条 センターにおける仕事の受注は、発注者からセンターが一括して受けその交渉にあたるものとし、会員は発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。但し、会員が現地で直接発注者から受注した場合は、この限りではない。

#### （仕事の配分手順等）

第4条 センターは受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業が終了した時点で、就業報告書（就業報告書：別紙様式1、受注票・就業報告書：別紙様式第2又は別紙様式第3）を作成し、仕事の完成・遂行について発注者の確認の押印を得たうえで速やかにセンターに提出するものとする。

就業報告書の記入要領については会長が理事会の承認を経て決める。

#### （健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第5条 センターは、その受託した仕事の関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

#### （就業上の留意事項）

第6条 会員は就業にあたり相互に次の点に留意すること。

（1）センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

（2）やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。

（3）就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他にも

らさないこと。

（4）就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

（5）無届就業を行わないこと。

### 第3章 共同作業

（共同作業の留意事項）

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の作業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

（1）就業会員は、そのなかからリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。

（2）リーダーは、就業会員の人事・労務管理等に係ることは、センターへ報告し指示を受けること。

（3）就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

（4）就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。

（5）就業会員が就業中、けがをし、又は健康に異状を生じたときには、共同作業中の会員は直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡をとる等応急の措置をとるようにすること。

### 第4章 傷害保険

（傷害保険）

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

2 傷害者又は共同作業会員は事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

### 第5章 損害保険

（損害保険）

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、会員の自己責任額として賠償金額の10%（上限3万円）を負担するものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車等の車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

### 第6章 訪問介護に従事する会員

（就業理念）

第10条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護に従事する会員（以下「訪問介護員等」という）は、指定訪問計画、指定介護予防介護計画及びセンター福

社・家事援助サービス憲章(別紙)を遵守しなければならない。

(健康診断等)

第11条 訪問介護員等は、健康と福祉の増進のため、毎年佐倉市が実施する基本健康診断を受けるものとし、結果の写しをセンターに提出するものとする。

#### 第7章 雑 則

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は理事会において決定し、総会に報告するものとする。

#### 附 則

- 1、この規約は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2、この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 3、この規約は、平成4年12月1日から施行する。
- 4、この規約は、平成20年12月16日から施行する。
- 5、この規約は平成24年4月1日（公益社団法人移行認定登記の日）から施行する。
- 6、この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 7、この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 8、この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 9、この規約は、令和6年10月1日から施行する。